

高額療養費の計算例

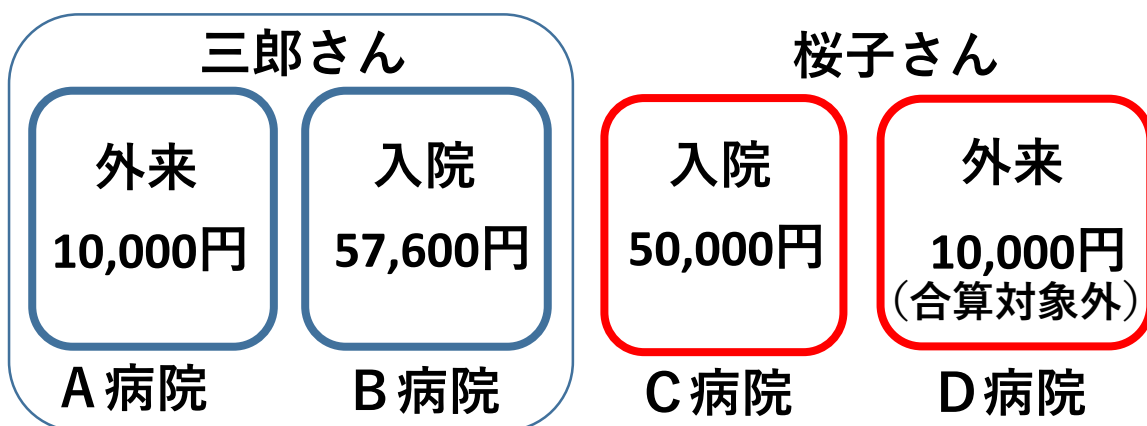
(3) 同じ世帯に70歳未満のかた、70歳以上のかたがいる場合

【計算例】

三郎さん（74歳）と桜子さん（50歳）が同月内に以下の医療費を自己負担した場合

三郎さんの自己負担限度額（月額）：区分「**低所得2**」
= 外来のみ8,000円
外来 + 入院24,600円

桜子さんの自己負担限度額（月額）：区分「**非課税才**」
= 35,400円
(多数回非該当)



※70歳未満のかたは21,000円を超えたものが合算対象

①まず70歳以上のかたを計算します。

$$10,000円 + 57,600円 = 67,600円$$

②次に70歳未満のかたを計算。今回はC病院のみ21,000円を超えているため、**合算対象であるのはC病院のみ**となります。

$$50,000円$$

③最後に世帯の自己負担額から**70歳未満のかたの自己負担限度額**を引き、超えた分が支給金額となります。

自己負担額	自己負担限度額	支給金額
67,600円 + 50,000円	35,400円	= 82,200円

< 支給金額 > 82,200円